

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市民ギャラリーの利用料金の返還		
根拠法令及び条項	那覇市民ギャラリー条例第10条第4項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)</b> 那覇市民ギャラリー条例施行規則第5条 (利用料金の返還) 第5条 条例第10条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次に定めるとおりとする。この場合において、返還する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (1) 天災その他利用者の責めに帰すことができない理由により、利用することができなくなった場合 利用することができなくなった期間に相当する額 (2) 利用開始日前30日までに利用の取りやめを申し出た場合 5割の額 (3) 展示品等の販売の取りやめに伴い、利用料金に減額が生じた場合 減額相当額 2 利用料金の返還を受けようとする者は、利用料金返還申請書を指定管理者に提出しなければならない。		
審査基準 設定年月日	平成 24 年 3 月 27 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 設定年月日	年 月 日
所管部署	市民文化部 文化振興課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。